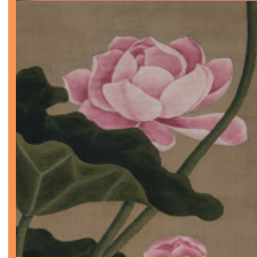


# 秋田市 文化振興ビジョン



平成29年3月  
秋田市



# 目 次

	ページ
秋田市文化振興ビジョンについて	
1 策定の目的	1
2 策定の背景	1
3 ビジョンの構成	2
秋田市文化振興ビジョン	
《 基本方針 》	3
《 目 標 》	3
《 市の役割 》	4
《 重点施策と取組 》	
重点施策-I 文化・芸術活動の充実	5
重点施策-II 文化・芸術活動のための環境の整備	6
重点施策-III 文化財の保存と活用の推進	7
重点施策-IV 文化による都市の魅力向上	8
《 各施設の取組 》	
1 秋田城跡歴史資料館	9
2 千秋美術館	9
3 赤れんが郷土館	10
4 民俗芸能伝承館（ねぶり流し館）・旧金子家住宅	10
5 佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・ 旧黒澤家住宅	11
6 文化会館	11
資料 用語解説／秋田市文化振興ビジョン体系図／秋田市文化振興ビジョンの 策定経過／文化施設の概要／秋田市文化振興条例／秋田市文化財保護条例	

# 秋田市文化振興ビジョンについて

## 1 策定の目的

秋田市では、市政推進の基本方針である第13次秋田市総合計画 新・県都『あきた』成長プランにおいて、「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし ～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～」の基本理念のもとに定めた5つの将来都市像のもとに政策および施策を体系化するとともに、本市の成長を牽引する5つの成長戦略を定めている。

文化振興に関する政策・施策は、「将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち」に体系化されるとともに、「成長戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」の主要な要素となっている。

文化振興ビジョンは、「将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち」の実現を目指し、「成長戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」の具体的な成果をあげるために、平成29年4月から34年3月を計画期間とする文化振興の基本的な方針や重点施策とその取組等を定めるものである。

なお、このビジョンに基づく個別の事業は年度事業計画として定めるとともに、5年間の計画期間の最終年度にビジョンの改訂を行うものである。

## 2 策定の背景

### (1) 秋田市文化振興条例

秋田市では、昭和58年、全国にさきがけて文化振興条例を制定し、市民文化の振興をはかってきた。

同条例では、市民文化を「真と美を探究する心の豊かさの充実」と「思いやりの精神と健康な身体」によって築かれるものであり、「人間成長の輝く指標」として定義づける（前文）とともに、市民の役割、市の役割を定めている。

#### （第3条）

文化振興ビジョンは、文化振興条例で定められた「理念」と「市の役割」を踏まえて策定するものである。

### (2) 秋田市教育ビジョンと本市文化をとりまく状況

秋田市教育委員会では、平成19年3月の第11次秋田市総合計画の策定を契機として平成20年3月に「学校教育部門」「社会教育部門」「スポーツ振興部門」「文化振興部門」「教育環境整備部門」の5部門により構成される「秋田市教育ビジョン」を策定し、平成25年3月の改定を経て、平成29年3月に2回目の改定を行うこととしている。

現在の教育ビジョンでは、文化振興部門は、「市民一人ひとりが潤いやゆとりのある生活を送り、活力ある社会を実現できるよう、文化力の向上につとめます」の基本方針のもと重点施策とその取組を「文化・芸術活動の充実」「文化財の保存と活用の推進」「文化施設の充実」としている。

また、平成26年に開催された「第29回国民文化祭・あきた2014」は、史跡や伝統芸能など豊かな歴史や伝統文化、時代にさきがけた先人の優れた業績、活発な市民の文化活動など、本市の文化の魅力を再発見する機会となり、地域資源としての文化への期待が高まるとともに、平成28年には、観光文化スポーツ部の新設に伴い、文化振興施策は教育委員会から移管され、文化をいかしたまちづくり、都市の魅力向上への取り組みを強化することとした。

さらに、国では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、文化の祭典として史上最大規模の文化プログラムを全国で展開し、国内外の人々を日本文化で魅了することとしている。

このような状況を踏まえ、文化振興ビジョンは、現在の教育ビジョンの基本方針や重点施策を基盤に文化をいかしたまちづくり等、新たな視点を加え策定するものである。

### (3) 第13次秋田市総合計画推進計画

第13次秋田市総合計画 新・県都『あきた』成長プランは、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示した基本構想、基本構想に基づく政策ごとの基本方針を定めた推進計画で構成されている。

文化振興を含めた個別の事務事業は、推進計画において毎年更新されていることから、文化振興ビジョンにおいても個別の事務事業は、各年度において別冊として更新し、総合計画と文化振興ビジョンの整合性を図る。

## 3 ビジョンの構成

項目	内 容
基本方針	・文化振興の基本方針 総合計画基本構想を踏まえ定める
目標	・基本方針に基づく施策の目標を定める ・総合計画基本構想を踏まえ定める
市の役割	・目標を実現するために市が果たすべき役割を定める ・文化振興条例第3条を踏まえ定める
重点施策と取組	・「目標」「市の役割」ごとに重点施策と取組の方針を体系化する
年度事業計画	・各年度における具体的な事務・事業について年度ごとに集約し別冊として更新する

# 秋田市文化振興ビジョン

---

---

## 基本方針

---

---

市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす市民文化の向上と創出に努め、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します

---

---

## 目 標

---

---

### ○文化の力により市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす社会の実現

市民の文化活動が多様化するとともに、国民文化祭を契機に、市民の芸術・文化に対する関心は高まりを見せており、これを一過性のものとはせず、芸術・文化活動の一層の振興を図る必要があります。

芸術・文化への関心が次の世代へ継承され、新たな文化創造につながるよう、自主的な文化活動の支援に努め、文化が持つ力により、**市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす社会を目指します。**

(第13次秋田市総合計画 将来都市像5 政策1 文化の創造 ○芸術・文化)

### ○歴史や文化をいかした魅力あるまちづくり

豊かな自然に恵まれた秋田市には、長い歴史の中ではぐくんできた貴重な文化財が数多く残っており、地域の発展に欠くことのできない貴重な財産として大切に保存し、公開・活用されています。

しかし、文化財は地域資源としての重要性が高まる一方で、経年劣化や担い手不足などの問題を抱えており、保存とともに継承を進めていく必要があります。

地域に根ざした文化財の持つ歴史的な価値を広く発信し、市民とともに保存・活用を図りながら、**文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します。**

(第13次秋田市総合計画 将来都市像5 政策1 文化の創造 ○文化財)

---

---

## 市の役割

---

---

秋田市文化振興条例では、「市民の文化の育成と向上を図り、本市の文化の振興に資する」ために市が担う役割について、次のように定めている。

### 【市が担う役割】

- 文化の推進にあたっての場、機会、情報の市民への提供
- 市民との協働による文化的視点に立った郷土のまちづくりの推進
- 市民の協力による優れた郷土文化遺産の保存、育成と次代への継承
- 本市の文化の振興に貢献する市民への奨励

(秋田市文化振興条例第3条第2項)

なお、同条例では、「文化の振興の主役は市民である」という理念に基づき、市民が主体となって担う事項を以下のとおり示している。

### 【市民が主体となって担う事項】

- 自主的な郷土の市民文化の推進と創出
- 文化的な郷土のまちづくり推進への参加
- 優れた郷土の伝統文化の伝承

(秋田市文化振興条例第3条第1項)

このような役割分担のもと、市の役割を適切に果たしていくために、次節より「重点施策と取組」について定めるものである。

## 重点施策と取組

### 重点施策－Ⅰ 文化・芸術活動の充実

#### 1 文化・芸術活動の担い手育成

幅広い連携により文化の担い手の育成に努めます。

主な取組	
(1) 地域の人材・団体との連携	地域の様々な人材・団体と連携し、地域に身近な文化・芸術に親しむ機会を拡大することにより、文化の担い手育成を図ります。
(2) 有識者や文化団体との連携	有識者や文化団体等と連携し、専門的知識の継承や創作的な文化・芸術活動に触れる機会を拡大することにより、文化の担い手育成を図ります。
(3) 教育機関との連携	学校等の教育機関と連携し、専門的知識を持った人材との交流を深め、郷土の歴史や文化を伝える授業・講座の充実により、文化の担い手育成を図ります。
(4) 民間企業等との連携	民間企業やNPO等との連携による文化・芸術活動を促進し、民間企業等の活力を文化活動にいかせる環境の整備を図ります。

#### 2 文化・芸術活動への支援と顕彰

文化活動・創作活動への支援や文化関係団体等の育成、文化・芸術活動の顕彰や奨励により、市民の自主的な文化活動の促進を図り、子どもからお年寄りまで幅広い世代が優れた文化に親しむことができる環境づくりに努めます。

主な取組	
(1) 文化活動・創作活動への支援	文化・芸術活動の促進と鑑賞機会の拡大のために、コンサートや演劇・出版などの市民の自主的な文化活動・創作活動への支援に努めます。
(2) 文化団体の育成	文化団体の組織・活動の充実を図るため、団体への支援や文化活動・創作活動の奨励、団体間の連携促進などに努めます。
(3) 文化・芸術活動の顕彰	文化・芸術活動における優れた作品に秋田市文化選奨を、芸術、学術をはじめ幅広い市民文化の各分野で卓越した功績のあった個人や団体に秋田市文化章・文化功績章を贈呈するなど、優れた文化業績・活動への顕彰に努めます。

## 重点施策－Ⅱ 文化・芸術活動のための環境の整備

### 1 文化施設の整備と利活用の促進

文化施設の整備・改修等により、文化活動を行う環境の充実を図るとともに、施設の利活用の促進に努め、市民の文化活動の振興を図ります。

主な取組	
(1) 文化施設の整備	市民が優れた芸術や郷土の歴史と文化に親しむとともに、自主的な文化活動を行う環境の充実を図るため、既存施設の現状等を踏まえ必要な整備・改修を進めます。
(2) 文化施設の利活用の促進と連携の充実	市民の文化活動の振興を図るため、文化施設の利活用の促進に努めます。また、文化施設を魅力ある観光資源として利活用するため、展示・解説の充実に取り組むとともに、情報の共有や共同事業の推進などにより連携を強化します。

### 2 文化・芸術活動に親しむ機会の拡充

文化・芸術の発表・鑑賞機会の拡充、文化・芸術に関する情報の発信に努めます。

主な取組	
(1) 発表機会・鑑賞機会の拡充	市民が日常的に文化・芸術活動に親しめるよう、教育機関、文化団体等との連携により文化・芸術の発表・鑑賞機会の拡充に努めます。
(2) 文化・芸術に関する情報提供	市民が優れた文化・芸術に出会い、日常的に親しむことができるよう、身近な公共施設を活用するとともに、様々な年齢層に応じた多様な媒体により、文化・芸術事業や文化施設の情報の発信に努めます。



## 重点施策－Ⅲ 文化財の保存と活用の推進

### 1 歴史資料の調査・収集と文化財の保存・継承

歴史資料の調査・収集を進めるとともに、貴重な文化財の指定に取り組み、適切な保存・保護・活用に努めます。

主な取組	
(1) 歴史資料の調査・収集	歴史資料や旧跡等の調査・掘り起こしと収集を行うとともに、保存と活用に努めます。
(2) 文化財の保存・継承	歴史・民俗・美術など有形・無形の文化遺産の調査を進め、文化財としての指定や伝統芸能等の後継者育成など、適切な保存・継承に努めます。

### 2 文化財の整備と活用

文化財の整備を進め、市民の郷土学習の場や観光資源として公開・活用を図ります。

主な取組	
(1) 文化財の整備	史跡秋田城跡や地蔵田遺跡、名勝如斯亭庭園などを市民の郷土学習の場や観光資源として活用するため、整備を進めます。
(2) 文化財の活用	建造物・絵画・工芸品などの有形文化財や、民俗芸能・工芸技術などの無形文化財等の価値と魅力を伝える展覧会や学習講座を通じ、市民の郷土学習の教材として公開・活用を図ります。

## 重点施策－Ⅳ 文化による都市の魅力向上

### 1 国内外への文化的魅力のアピール

本市の文化の魅力を国内外に広く発信し、文化をいかした観光の促進、都市のイメージアップを図ります。

主な取組	
(1) 地域資源をいかした情報発信	ユネスコ無形文化遺産、日本遺産など、国内外に発信力のある登録制度をはじめ、多様な機会・時代に合った媒体をいかし文化財や伝統芸能等、本市の地域資源の魅力の情報発信に努めます。
(2) 歴史と文化を楽しむ観光の促進	文化施設や文化財の観光コース化を進めるとともに、観光事業に歴史と文化を楽しむメニューを積極的に取り入れるなど、文化をいかした観光の促進を図ります。
(3) 「秋田ならではの」文化事業の推進	「秋田ならではの」文化事業を充実させ、国内外に広くアピールすることで、都市のイメージアップを図ります。

### 2 芸術・文化によるまちづくりの推進

中心市街地を芸術文化ゾーンとして充実させ、芸術・文化によるにぎわいの創出を進めるとともに、秋田公立美術大学と連携し、アートによるまちづくりを進めます。

主な取組	
(1) 中心市街地の芸術文化ゾーンとしての充実とにぎわい創出	秋田市の顔である中心市街地を県・市連携文化施設の整備等により芸術文化ゾーンとして充実させるとともに、美術、音楽、舞台芸術、伝統芸能など様々な分野における質の高い芸術・文化事業の展開や、芸術・文化の創造、発信のための活動環境の整備などについて、市民・文化団体・民間事業者等と行政が協働により取り組むことで、芸術・文化によるにぎわいの創出を図ります。
(2) 秋田公立美術大学と連携したアートのまちづくり	秋田公立美術大学と連携し、アートによるまちづくりを進めます。

## 各施設の取組

### 1 秋田城跡歴史資料館

市民の郷土学習の場や観光資源として史跡の有効活用を図ります。

基本的な方針	主な取組
国指定史跡秋田城跡の調査研究成果の公開や活用の総合拠点として、常設展、企画展、各種講座等を実施するとともに、保護・管理上必要となる発掘調査を行い、史跡公園の整備を計画的に進め、市民の郷土学習の場や観光資源として史跡の有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民との連携による各種事業や学習講座等の開催による活用の推進</li> <li>・ 発掘調査等による史跡の保護と環境整備事業の推進および展示施設の充実</li> <li>・ ボランティアガイドとの連携による復元整備した史跡公園の活用の推進</li> </ul>

### 2 千秋美術館

市民が気軽に美術に親しみながら心豊かな時間を共有できる環境の充実を図ります。

基本的な方針	主な取組
佐竹曙山 <sup>しよざん</sup> 、小田野直武などの秋田蘭画や平福穂庵 <sup>すいあん</sup> ・百穂父子 <sup>ひやくすい</sup> 、寺崎廣業 <sup>こうぎょう</sup> 、岡田謙三、木村伊兵衛など郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究および収集を行うとともに、国内外の優れた芸術品や所蔵品による展覧会の開催や様々な教育普及活動を通して、市民が気軽に美術に親しみながら心豊かな時間を共有できる環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土ゆかりの作家や作品の調査</li> <li>・ 研究と収集による所蔵品の充実</li> <li>・ 企画展および常設展の充実と講座</li> <li>・ 講演会など教育普及事業の推進</li> <li>・ 展覧会等の広報活動の推進</li> </ul>

### 3 赤れんが郷土館

市民が郷土の歴史と文化を学べる施設として充実を図ります。

基本的な方針	主な取組
<p>国指定重要文化財である赤れんが館（旧秋田銀行本店本館）の保存と活用に努めるとともに、郷土の木版画家勝平得之、人間国宝の鍛金家関谷四郎などの貴重な作品や資料の保存・調査・収集・展示と教育普及活動を通して、市民が郷土の歴史と文化を学べる施設として充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展および常設展示の内容の充実と学習講座等の普及事業の推進</li> <li>・文化財である建物の保存とコンサートや講演会等の事業開催による利活用の推進</li> <li>・郷土秋田の文化と歴史および先覚者資料の調査・保存とその活用の推進</li> <li>・ボランティアとの連携による施設の利活用の推進</li> </ul>

### 4 民俗芸能伝承館（ねぶり流し館）・旧金子家住宅

民俗行事や郷土芸能の保存・伝承、担い手育成に努めるとともに旧金子家住宅の保存と文化活動の場としての活用を図ります。

基本的な方針	主な取組
<p>本市の代表的な伝統行事である「竿燈まつり」をはじめとする、民俗行事や郷土芸能を展示・紹介するとともに、保存・伝承、担い手育成を目的とした事業の充実に努めます。</p> <p>また、江戸時代後期の伝統的な建物である市指定文化財旧金子家住宅を保存し、市民の文化活動の場として活用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民俗芸能の常設展示の充実</li> <li>・民俗芸能の担い手や伝承を目的とした講座・発表会等の普及事業の充実</li> <li>・旧金子家住宅の保存と講座や講演会・展示会等の開催による利活用の推進</li> <li>・ボランティアとの連携による施設の利活用の推進</li> </ul>

## 5 佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅

市民が歴史に親しむ環境の充実を図ります。

基本的な方針	主な取組
<p>秋田藩主佐竹氏と江戸時代の秋田に関する歴史資料を調査・収集し、良好な状態で後世に伝えていくとともに、企画展・常設展・学習講座の開催を通して、市民が歴史に親しむ環境の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐竹氏および秋田の歴史を紹介する企画展・常設展・学習講座の内容の充実</li> <li>・ 指定文化財の保存と企画展開催による文化財に親しむ機会の提供</li> <li>・ 旧黒澤家住宅の保存と企画展の開催や文化関係団体との連携による利活用の推進</li> <li>・ ボランティアとの連携による久保田城跡（千秋公園）の活用の推進</li> </ul>

## 6 文化会館

市民が自主的に活動し、文化に親しみの持てる環境づくりを目指します。

基本的な方針	主な取組
<p>文化・芸術活動の拠点として、市民の音楽・舞台芸術活動や作品創作・展示活動の裾野拡大のため、自主事業の充実をめるとともに、市民が自主的に活動し、文化に親しみの持てる環境づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の音楽や舞台芸術等に対する関心を高めるための施設活用と鑑賞機会の拡充</li> <li>・ 子どもたちの芸術体験を豊かにするための鑑賞事業や体験活動の充実</li> </ul>

## 【 資 料 】

## 【用語解説】

**第29回国民文化祭・あきた2014(P2)**：「発見×創造 もうひとつの秋田」をテーマに、平成26年10月4日から11月3日まで、県内全25市町村を会場に、伝統芸能、音楽、舞踊・舞踏、文芸、美術など多彩な分野で110の事業が開催された。

**文化プログラム(P2)**：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に全国で芸術家、文化芸術団体、NPO、企業、住民、地方公共団体、国等のあらゆる主体が文化に参画できる枠組みを作り、「文化芸術立国」の実現を目指すもの。

**秋田市文化選奨(P5)**：昭和58年に制定された秋田市文化振興条例に基づき、秋田市民や秋田市に本拠を持つ団体が学術・芸術分野で発表した優れた学術成果や芸術作品を顕彰する表彰制度。

**秋田市文化章(P5)**：芸術・学術・スポーツ・産業などの幅広い分野において、本市の文化振興に著しく寄与したものに贈呈する。

**秋田市文化功績章(P5)**：芸術・学術・スポーツ・産業などの幅広い分野において、本市の文化行政に特に顕著な功績のあったものに対して贈呈する。

**歴史資料(P7)**：歴史を考察する際に必要な資料。文献資料、図像資料（地図、写真など）、映像資料、考古資料、民俗資料の5つに大別できる。

**旧跡(P7)**：歴史上の事件が起こったり、有名な建物などがあった場所。

**史跡秋田城跡(P7)**：高清水丘陵に築かれた奈良時代から平安時代にかけての大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡に指定された。東北地方の日本海側（出羽国）の政治・軍事・文化の中心地であるとともに、北方交易・交流の拠点としての機能も有していたと考えられている。

**地蔵田遺跡(P7)**：御所野台地の南西部にある旧石器時代・縄文時代・弥生時代の遺跡。全国で初めて木柵で囲まれた弥生時代前期（約2,200年前）の集落が発見された非常に貴重な遺跡であることから、平成8年に国の史跡に指定された。

**名勝如斯亭庭園(P7)**：佐竹氏の居城であった久保田城（千秋公園）の北方約1.5kmに位置する。旧秋田藩主佐竹氏関連として現存する唯一の庭園であり、東北地方の大名とその文化を知る上で貴重であることから、平成19年に国の名勝に指定された。

**ユネスコ無形文化遺産(P8)**：ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の活動である「世界遺産」が有形文化財の保護・登録を目的とした活動であるのに対し、文化遺産は、「無形文化遺産保護条約」に基づき、人から人へと継承される祭礼や芸能、伝統工芸などを対象に登録される。平成28年に「土崎神明社祭の曳山行事」を含む33件が「山・鉾・屋台行事」として登録された。

**日本遺産(P8)**：地域に点在する有形・無形の文化財を把握し、歴史的経緯、地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえて一つのストーリーにまとめたものを「日本遺産」に認定することにより、点在する文化財を総合的に活用・発信し、地域活性化を図ることを目的とした文化庁の取組。

**中心市街地(P8)**：平成29年3月に内閣総理大臣の認定を受けた「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から千秋公園を含め大町に至るまでの区域（約115ha）。

**秋田公立美術大学(P8)**：平成7年に開校した秋田公立美術工芸短期大学を母体として、平成25年に開学した4年制大学。東北地方の公立大学では、唯一の美術系大学。

**国指定史跡(P9)**：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史的、学術的価値が高いもののうち、国が指定したもの。

**佐竹曙山(P9)**：秋田藩八代目藩主、佐竹義敦<sup>よしあつ</sup>。曙山は雅号。秋田蘭画を代表する描き手の一人である。また、日本最初の洋画論である「画法綱領」・「画<sup>がと</sup>図理解」を著した。代表作に「竹に文鳥図」（千秋美術館蔵）など

**小田野直武(P9)**：秋田藩士。洋風画を学び、その技量が認められて、「解体新書」の挿絵を担当するなど活躍した。秋田蘭画の代表的な描き手の一人である。代表作に「児童愛犬図」（千秋美術館蔵）など

**平福穂庵(P9)**：角館生まれ。日本画家。十七歳で京都に上り絵の修行をする。明治13年に秋田勸業博覧会で一等、明治23年の第三回内国勸業博覧会<sup>にゅうこ</sup>で妙技二等を受けるなど活躍した。代表作に「乳虎」（千秋美術館蔵）など



**平福百穂(P9)**：平福穂庵の四男。日本画家。結城素明<sup>ゆうきそめい</sup>らと金鈴社を結成し、展覧会芸術とは異なる自由な境地で作品を発表する一方、文・帝展でも活躍し、審査員も務めた。また、秋田蘭画の研究者、アララギ派の歌人としても著名。代表作に「獅子図」(千秋美術館蔵)など

**寺崎廣業(P9)**：秋田市生まれ。日本画家。岡倉天心に実力を認められ、日本美術院創設に参加、東京美術学校教授、文展審査員などを務め、明治から大正にかけ日本画壇の第一線で活躍し、近代日本画の創造に力を尽くした。代表作に「千紫万紅」<sup>せんしばんこう</sup>(千秋美術館蔵)など

**岡田謙三(P9)**：横浜市生まれ。洋画家。幽玄主義(ユーゲニズム)と呼ばれる画風の抽象絵画作品は、ニューヨークをはじめ海外で高い評価を受けた。1989年に秋田市制100周年と千秋美術館開館を記念して、作品95点が秋田市に寄贈された。代表作に「子孫」(千秋美術館蔵)など

**木村伊兵衛(P9)**：東京都生まれ。写真家。さまざまなジャンルにおいて数多くの優れた作品を残した、20世紀を代表する写真家の一人。1952年から1971年までの間に21回秋田へ撮影に訪れ、秋田の人物や暮らしをとらえた「秋田」シリーズは代表作の一つである。

**国指定重要文化財(P10)**：有形文化財(建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、歴史資料など有形の文化的所産で歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの)で、国が「重要」と指定したもの。

**勝平得之(P10)**：秋田市生まれ。木版画家。郷土秋田の自然や風俗を版画にした独特の作風で、その作品は国内、国外から高い評価を受け、現在も多くの人に親しまれている。

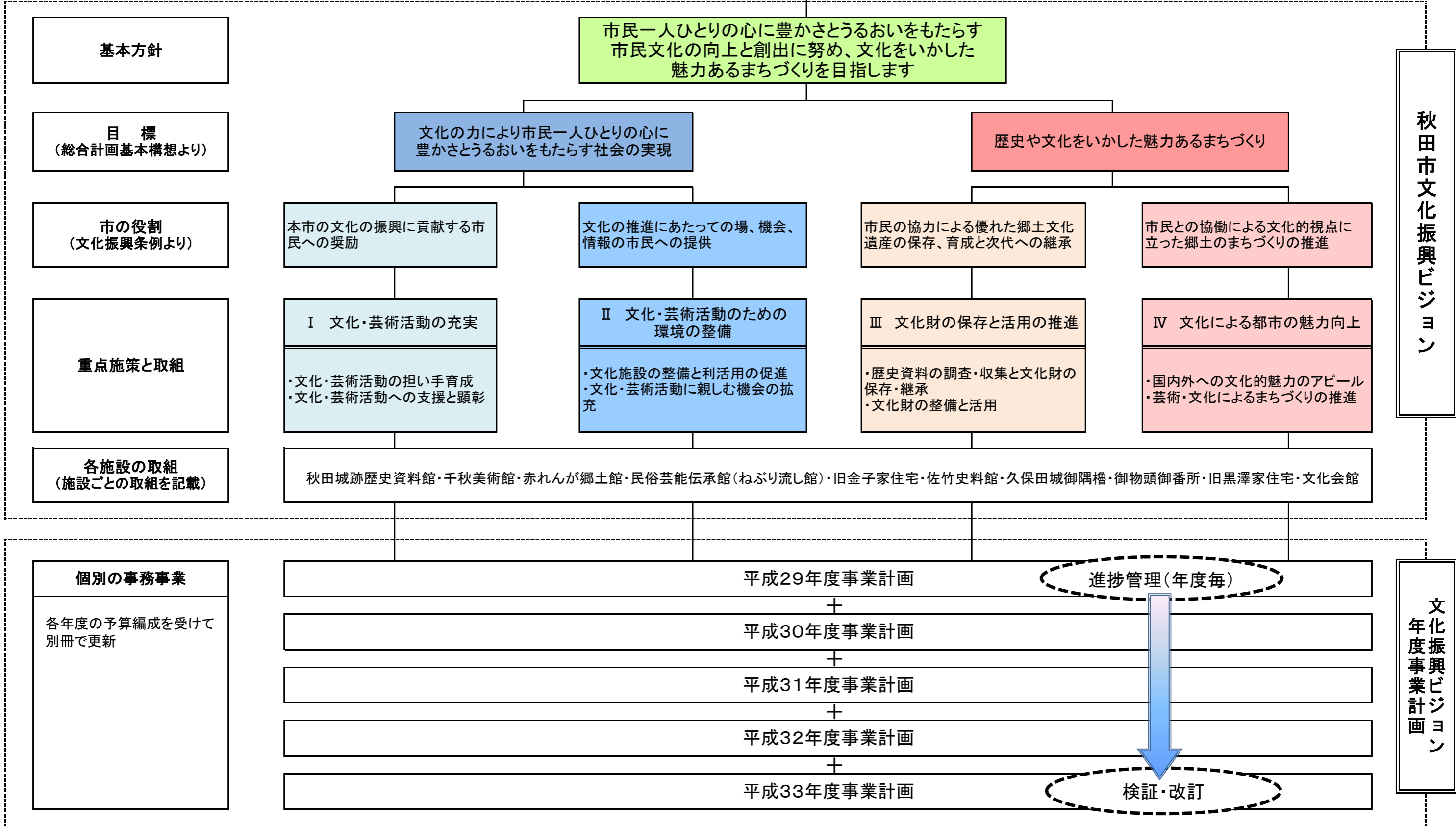
**関谷四郎(P10)**：秋田市生まれ。鍛金家。銀や銅、鉄など異なった金属を接合させる「接合(はぎあわ)せ」の技法による斬新かつ流麗な作品を数多く発表した。昭和52年に、人間国宝の認定を受けた。

◆秋田市文化振興ビジョン体系図

市政における  
文化振興の位置づけ  
(第13次秋田市総合計画)

将来都市像5  
「人と文化をはぐくむ誇れるまち」

【計画期間】  
平成29年4月1日～平成34年3月31日



## ◆秋田市文化振興ビジョンの策定経過

【平成28年度】

- ・秋田市文化振興ビジョン策定庁内委員会による協議

【委員長】 観光文化スポーツ部次長

【委員】 庁内の関係課・文化施設

【事務局】 文化振興課

素案策定

- ・秋田市文化振興審議会委員への説明・意見聴取

※文化振興に関する基本的施策に係る方針を策定する際は、  
あらかじめ文化振興審議会の意見を聞かなければならない。

(秋田市文化振興条例第2条第2項)

原案策定

- ・秋田市議会教育産業委員会への説明・意見聴取

- ・秋田市教育委員会への説明・意見聴取

- ・パブリックコメント実施

【期間】 平成28年12月19日から平成29年1月13日まで

【資料閲覧場所】 市役所1階市民の座、駅東サービスセンター  
各市民サービスセンター、文化振興課

- ・秋田市文化振興審議会委員への修正案提示・意見聴取

最終案策定

ビジョン策定

## ◆文化施設の概要

### 1 秋田城跡歴史資料館

項目	内容
住所	〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号
電話・FAX	電話 (845)1837 FAX (845)1318
面積等	鉄筋コンクリート造平屋建 947㎡
開設・開館	平成28年4月16日
総工費	275,941千円
施設概要	<p>古代城柵史跡秋田城跡の案内・解説を行う施設として、発掘調査の出土品や調査成果を展示・公開しています。</p> <p>秋田城の歴史や発掘調査の解説、秋田城の全体模型の展示、出土品の展示、映像展示、史跡公園の案内などを行っています。</p>
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）
入館料	一般 200円（団体20人以上 160円）、高校生以下無料、年間観覧券300円、くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券）500円

### 2 千秋美術館

項目	内容
住所	〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号(アトリオン)
電話・FAX	電話 (836)7860 FAX (836)7862
面積等	鉄筋コンクリート専用延床面積 2,933.63㎡
開設・開館	平成元年11月18日
総工費	1,486,359千円
施設概要	<p>秋田市中心部にある愛称アトリオン内に都市型美術館として開館し、岡田謙三作品や秋田蘭画、木村伊兵衛など郷土関係作家の作品を所蔵するほか、国内外の作品による企画展を開催しています。</p>
開館時間	午前10時～午後6時（入館は5時30分まで）
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）、アトリオン全館点検日、展示替・施設設備期間
入館料	<p>一般 300円（団体20人以上 240円）、大学生 200円（団体20人以上 160円）、高校生以下無料</p> <p>企画展は企画毎に異なるが、常設展も観覧できる。</p> <p>年間観覧券 一般2,500円、大学生 1,000円</p> <p>くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券）500円 ※企画展観覧は別途料金が必要</p>

### 3 赤れんが郷土館

項目	内容
住所	〒010-0921 秋田市大町三丁目3番21号
電話・FAX	電話 (864)6851 FAX (864)6854
面積等	敷地面積 2,605.73㎡ 床面積 1,899.997㎡
開設・開館	昭和60年7月31日
総工費	486,014千円
施設概要	赤れんが郷土館は、赤れんが館・新館・収蔵庫の3つの建物から構成され、このうち赤れんが館は国の重要文化財に指定されています。赤れんが館は旧秋田銀行本店として、明治42年着工、同45年に完成した建物で、昭和56年に秋田市に寄贈され、同60年に開館しました。郷土の歴史・文化に関わる企画展の開催や教育普及活動を行っているほか、秋田市出身の木版画家・勝平得之の記念館、人間国宝の鍛金家・関谷四郎の記念室を併設しています。
開館時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）、展示替期間
入館料	一般 200円(団体20名以上 160円)、高校生以下無料、年間観覧券 500円 民俗芸能伝承館との共通観覧券 一般250円(団体20名以上 200円) くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券） 500円

### 4 民俗芸能伝承館

	内容
住所	〒010-0921 秋田市大町一丁目3番30号
電話・FAX	電話 (866)7091 FAX (866)7095
面積等	鉄骨造5階建 1340.02㎡
開設・開館	平成4年8月4日
総工費	792,000千円
施設概要	秋田の竿燈が常時体験できる文化施設です。1階ホールでは竿燈や梵天を展示しています。2階展示室では、市内の民俗芸能の関連資料を映像とともに紹介しています。3階から5階には会議室や練習室を備え、民俗行事や郷土芸能の保存伝承、後継者育成のための練習、発表の場としての役割も担っています。
開館時間	午前9時30分～午後4時30分 (練習室等を使用する場合は午前9時～午後9時)
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）
観覧料	一般 100円(団体20名以上 80円)、高校生以下無料、旧金子家住宅を観覧する場合は無料 赤れんが郷土館との共通観覧券 一般 250円(団体20名以上 200円) くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券） 500円

## 5 旧金子家住宅

項目	内容
住所	〒010-0921 秋田市大町一丁目3番31号
電話・FAX	民俗芸能伝承館へ（電話 (866)7091 FAX (866)7095)
面積等	木造2階建 607.92㎡
開設・開館	平成17年7月28日
総工費	(修復費)138,022千円
施設概要	<p>金子家は、江戸時代後期に質屋・古着商を開き、明治初期に呉服や太物（綿織物・麻織物）などの卸商を創業した商家で、昭和57年までこの店舗で商売が営まれました。</p> <p>平成8年に所有者から秋田市に寄贈され、平成9年に江戸時代後期の伝統的な建物として、秋田市指定有形文化財の指定を受けました。建物は主屋一棟、土蔵一棟から成っています。</p>
開館時間	午前9時30分～午後4時30分 (和室等を使用する場合は午前9時～午後4時30分)
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）
観覧料	<p>一般 100円(団体20名以上 80円)、高校生以下無料、民俗芸能伝承館を観覧する場合は無料</p> <p>赤れんが郷土館との共通観覧券 一般250円(団体20名以上 200円)</p> <p>くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券） 500円</p>

## 6 佐竹史料館

項目	内容
住所	〒010-0876 秋田市千秋公園1番4号
電話・FAX	電話 (832)7892 FAX (832)9524
面積等	鉄筋コンクリート高床平屋建 518.86㎡
開設・開館	平成2年4月11日
総工費	(改修費) 18,000千円
施設概要	<p>千秋公園二の丸、久保田城跡に位置する佐竹史料館では、秋田藩主佐竹氏関連資料の収集と歴代藩主をはじめ家臣たちの資料を展示しています。</p> <p>公園内に復元された久保田城御隅櫓や御物頭御番所などの施設と連携し秋田の藩政時代を紹介しています。</p>
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）、展示替期間
入館料	<p>一般 100円(団体20人以上 80円)、年間観覧券200円、高校生以下無料</p> <p>くるりん周遊パス（市内文化施設の共通観覧券） 500円</p>

## 7 久保田城御隅櫓

項目	内容
住所	〒010-0876 秋田市千秋公園1番39号
電話・FAX	電話・FAX (832)1298
面積等	鉄筋コンクリート三層4階建 430.36㎡
開設・開館	平成元年7月10日
総工費	180,097千円
施設概要	<p>久保田城本丸の北西隅に位置している御隅櫓は、市制100年を記念して復元された建物です。</p> <p>櫓とは、「矢を射る座」すなわち見張り場としての役割と、「矢倉」すなわち武器庫としての役割を持っていました。</p> <p>資料にあった二階造りを基本とし、その上に展望台を加えて復元したものです。内部では、秋田藩の歴史をパネル展示で紹介しています。</p>
開館時間	午前9時～午後4時30分 (秋田市立小・中学校の夏休み期間は午後7時)
休館日	12月29日～3月31日
入館料	一般 100円(団体20人以上 80円)、佐竹史料館の年間観覧券持参者無料、高校生以下無料 くるりん周遊パス(市内文化施設の共通観覧券) 500円

## 8 御物頭御番所

項目	内容
住所	〒010-0876 秋田市千秋公園1番7号
電話・FAX	久保田城御隅櫓へ(電話・FAX (832)1298)
面積等	木造中2階建 125.70㎡
開設・開館	昭和63年4月
総工費	(修復費) 19,551千円
施設概要	<p>御物頭御番所は久保田城内に唯一残っている藩政時代の建物で、久保田城二の門(長坂門)の開閉と城下の警備、火災の消火などを担当していた物頭(足軽の組頭)の詰所でした。</p> <p>昭和63年3月保存修理され、市指定の文化財として往時の姿を今に伝えています。</p>
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	12月1日～3月31日
入館料	無料

9 旧黒澤家住宅

項目	内容
住所	〒010-0034 秋田市櫛山字石塚谷地297番地99号
電話・FAX	電話・FAX (831)0285
面積等	木造平屋建 343.39㎡
開設・開館	平成元年4月
総工費	(改修費) 18,000千円
施設概要	<p>旧黒澤家住宅は、今から約300年前に建てられた秋田藩の上級武家住宅です。黒澤氏は、文政12(1839)年から居住し、石高500石の山奉行や寺社奉行などの要職を務めた上級武士です。</p> <p>現在の建物は、昭和60年に寄贈された建物群を移築復元したもので、江戸時代の武家屋敷として国の重要文化財に指定されています。</p>
開館時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)
入館料	一般 100円(団体20人以上 80円)、高校生以下無料 くるりん周遊パス(市内文化施設の共通観覧券) 500円

10 秋田市文化会館

項目	内容
住所	〒010-0951 秋田市山王七丁目3番1号
電話・FAX	電話 (865)1191 FAX (865)1195
面積等	地下1階、地上5階、塔屋2階 敷地面積 3,848㎡ 建築面積 3,676㎡ 延床面積 14,284㎡
開設・開館	昭和55年6月28日
総工費	3,564,490千円
施設概要	大ホール、小ホール、大会議室、第1～第7会議室、和室会議室、和室練習室、リハーサル室、第1・第2練習室、第1・第2展示ホール、茶室、託児室、駐車場212台
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)、臨時休館日(年間12日)、大ホール・小ホール毎週火曜日休館
入館料	—



○秋田市文化振興条例

昭和58年3月15日

条例第4号

さわやかな公園都市をめざす秋田市民は、同時に真と美を探求する心の豊かさの充実を求めてやまない。そして、真と美に反映する思いやりの精神と健康な身体をもって築く市民文化は、秋田市民にとって人間成長の輝く指標である。

秋田市は、この香り高い文化の理想を追求する市民精神の高揚を期して、ここに秋田市文化振興条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の文化の育成と向上を図り、本市の文化の振興に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この条例は、芸術、学術および広く市民の文化向上のための諸活動を対象とする。

(市民および市の役割)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するため、次の各号の事項をすすめる役割を担う。

- (1) 自主的な郷土の市民文化の推進と創出
- (2) 文化的な郷土のまちづくり推進への参加
- (3) 優れた郷土の伝統文化の伝承

2 市は、この条例の目的を達成するため、次の各号の事項をすすめる役割を担う。

- (1) 文化の推進にあたっての場、機会、情報の市民への提供
- (2) 市民との共同による文化的視点に立った郷土のまちづくりの推進
- (3) 市民の協力による優れた郷土文化遺産の保存、育成と次代への継承
- (4) 本市の文化の振興に貢献する市民への奨励

(文化振興審議会)

第4条 市長の諮問に応じ、本市の文化振興について調査審議するため、秋田市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化振興に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(文化振興基本方針)

第5条 市長は、文化振興に関する基本的施策に係る方針(以下「文化振興基本方針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、文化振興基本方針を策定する際は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

(表彰および助成)

第6条 市長は、第2条の規定による文化活動を行う個人および団体に対して、表彰および助成を行うことができる。

2 表彰の種類は、次の各号のとおりとし、当該各号に該当するものについて行う。

(1) 秋田市文化章 本市の文化の振興に著しく寄与したもの

(2) 秋田市文化功績章 本市の文化行政に関し特に顕著な功績のあったもの

(3) 秋田市文化選奨 芸術作品、学術研究により本市の文化の振興に著しく寄与したもの

3 助成の種類は、次の各号のとおりとし、当該各号に該当する研究および活動に対して行う。

(1) 芸術助成 本市の芸術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動

(2) 学術助成 本市の学術文化の向上に寄与するものと認められる研究、活動

(表彰および助成の決定および取消し)

第7条 表彰および助成は、審議会の調査審議を経て市長がその可否を決定する。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前条第2項の規定にかかわらず、表彰を受けるものとして決定しない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰を受けるものとして決定することが適当でないと認められるもの

3 市長は、第1項の規定により表彰を決定したものが前項第2号に該当するときは、表彰の決定を取り消す。

4 市長は、前項に規定する場合のほか、第1項の規定により表彰および助成を決定したものに対し疑義が生じたときは、表彰および助成の決定を取り消すことができる。

(平18条例25・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に秋田市表彰規則(昭和25年規則第2号)第3条第2号の規定に基づき表彰を受けているものは、この条例の規定により受章したものとみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、秋田市(以下「市」という。)の区域に存する文化財のうち、同法および秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)の規定により指定を受けた文化財以外のもので市にとって重要なものについて、その保存および活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、地方文化の進歩に寄与することを目的とする。

(平16条例68・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。)
- (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。以下同じ。)
- (3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術およびこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。以下同じ。)
- (4) 記念物(貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いものならびに動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)および地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いものをいう。)

(平16条例68・一部改正)

(文化財保護審議会)

第3条 秋田市教育委員会(以下「委員会」という。)の附属機関として、秋田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)をおく。

- 2 審議会は、市の区域内に存するすべての文化財の保存および活用に関し、委員会の諮問に応じ、意見を具申しおよびこのために必要な調査研究を行う。
- 3 審議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員は、他の委員の任期満了まで在任する。

(指定)

第4条 委員会は、市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定文化財に指定することができる。

2 前項の指定をする場合には、委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の、無形文化財および民俗文化財については、その保持者およびその保存にあたっている者(以下「保持者等」という。)の同意を得なければならない。

(解除)

第5条 委員会は、市指定文化財が、その価値を失ったと認めたとき、又は特別な理由があると認めたときは、その指定を解除することができる。

(告示および通知)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示し、かつ当該文化財の所有者等又は保持者等に通知しなければならない。

(所有者等の管理義務および代理者)

第7条 市指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例ならびにこれに基づく委員会規則に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代り当該市指定文化財の管理するもの(以下「代理者」という。)を選任することができる。

3 代理者には、第1項の規定を準用する。

(届出事項)

第8条 市指定文化財の所有者等又は保持者等もしくは代理者(以下「管理者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定文化財が滅失、き損又は紛失したとき。

(2) 管理者の変更又は氏名、名称もしくは住所の変更があったとき。

(3) 市指定文化財の所在の場所を変更したとき。

(4) 市指定文化財を修理復旧しようとするとき。

(5) 市指定文化財の保存に重大な支障をきたすおそれがあると認められたとき。

(管理又は修理の補助)

第9条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、委員会は、その経費の一部にあてるために、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合において、委員会は、必要な条件を付することができる。

(現状変更の制限)

第10条 管理者は、市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

(公開)

第11条 委員会は、市指定文化財の管理者に対し、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

(報告および調査)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、当該文化財の現状又は管理について報告を求め、又は調査することができる。

(委任規定)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平16条例68・旧附則・一部改正)

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の日前に河辺町の文化財の保護に関する条例(昭和51年河辺町条例第11号)および雄和町文化財保護条例(昭和51年雄和町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例68・追加)

附 則(昭和52年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の秋田市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により、指定されている秋田市指定文化財のこの条例による改正後の秋田市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の適用については、旧条例第2条第1号の有形文化財のうちその他の有形の文化的所産としてきた史料は、新条例第2条第1号の歴史資料と、旧条例第2条第2号の無形文化財および旧条例第2条第3号の民族資料は、新条例第2条第3号の民俗文化財とみなす。

附 則(平成16年11月15日条例第68号)

この条例は、平成17年1月11日から施行する。ただし、第1条および第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。



弥太郎くん 弥生ちゃん

(地蔵田遺跡弥生っこ村マスコットキャラクター)

---

---

秋田市文化振興ビジョン

平成29年3月発行

編集・発行 秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5607 FAX 018-888-5608

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/cl/>

---

---